

## 綾瀬市長特別賞表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市の文化及びスポーツの振興を図り市の発展に資するため、文化の向上と振興に顕著な功績又は競技スポーツ大会において極めて優秀な成績をあげ、広く市民に明るい希望を与えたものに対して、その功績と栄誉をたたえ表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

### (特別賞の種類)

第2条 綾瀬市長特別賞表彰（以下、「表彰」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 綾瀬市長文化特別賞
- (2) 綾瀬市長スポーツ特別賞

### (表彰の基準)

第3条 前条各号に規定する表彰は、次の基準を満たした個人又は団体に行うものとする。

- (1) 綾瀬市長文化特別賞 わが国の芸術、科学、教育等の文化活動の振興発展に極めて大きな貢献をしたこと
- (2) 綾瀬市長スポーツ特別賞 スポーツ選手若しくは監督として、オリンピック競技大会又は世界選手権大会などの世界的な規模で行われる大会に出場し、優秀な成績を残したこと

### (表彰の対象者)

第4条 表彰の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は勤務する者
- (2) 市内の学校に在学する者
- (3) 市内に主たる事務局等を有する団体
- (4) 市長が適当と認める者

### (被表彰者の推薦)

第5条 所管課長等は、第3条に規定する基準を満たす表彰の対象者があつたときは、綾瀬市長特別賞表彰調書（別記様式）により、市長に推薦するものとする。

(表彰の審査及び決定)

第6条 市長は、前条により推薦を受けたときは、表彰の公平かつ、正確を期するため、綾瀬市長特別賞表彰審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、その意見を聴いて表彰を決定するものとする。

2 前項の規定による委員会の設置は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の委員は、市職員の中から市長が任命する。
- (2) 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (3) 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。この場合において、併せて、副賞を贈ることができる。

2 記念品及び副賞は、市長がその都度定める。

(重複受賞)

第8条 表彰は、原則として、同一の個人又は団体に対して、同一年度において1回限りとする。ただし、第3条に規定する表彰の基準が異なる場合は、この限りでない。

(被表彰者死亡の場合の措置)

第9条 この要綱の規定により被表彰者となったものが、その表彰前に死亡したときは、その遺族に表彰状、記念品及び副賞を贈る。

(表彰の時期)

第10条 表彰は、市長が必要と認めた時に、その都度行うことができる。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

綾瀬市長特別賞表彰調書

表 彰 区 分	
現住所(所在地)	
ふりがな 氏 名 団 体 名 代表者名	
生年月日	
表彰理由 及び実績	
参考事項 そ の 他	

上記のとおり提出します。

年 月 日

職氏名

綾瀬市長殿